破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２５号
北海道茅部郡森町字砂原西１丁目85番地
債務者　若狭　克司
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2152番地の17　鈴コーポ２
債務者　中家　信夫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８１号
山形県米沢市成島町１丁目７番71号　ウイロードベーター103号室、前住所山形県米沢市泉町２丁目３番70―４号　レジデンスＮ＆Ｍ―106号室
債務者　嵐田　良二
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９１２号
埼玉県蓮田市東６丁目６番７号
債務者　橋本　和昭
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９７号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目１番地12　高橋コーポ103号、旧住所さいたま市岩槻区東岩槻４丁目12番地４　フラット南Ａ102
債務者　金井　久昌
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１７号
埼玉県蕨市中央３丁目21番17号　若葉コーポ202号
債務者　山口　　茂
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３１号
さいたま市北区奈良町136番地58　11―202
債務者　藤江恵美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
千葉県成田市玉造３丁目８番地３　ＴＦＫ玉造寮
債務者　原野　静江
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８１号
千葉県成田市三里塚271番地22　ハイツタカノ101号
債務者　奥田　謙一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８３号
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目36番14号
債務者　勝田　麻衣（旧姓保戸田）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９５号
千葉県佐倉市鏑木町975番地22　甲田ハウス202、申立時の住所千葉県佐倉市鏑木町1181番地１　日神パレステージ佐倉106
債務者　櫻井　良次
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９８号
千葉県成田市西三里塚１番地1416
債務者　田中　　涼
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０２号
千葉県八街市八街ほ379番地28　コーポ秋山Ⅱ202号室
債務者　沢田　明人
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０３号
千葉県四街道市大日1795番地１　緑ヶ丘住宅205
債務者　松岡　省吾
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０５号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目12番地５　エクセル安食Ｇ―202
債務者　福田　洋一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０６号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目12番地５　エクセル安食Ｇ―202
債務者　福田　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１０号
千葉県成田市三里塚248番地１　桜川団地Ａ405
債務者　岡本　和恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで　千葉地方裁判所佐倉支部